

令和2年度小城市学校給食センター（仮称）改築事業に係る  
アドバイザー業務  
入札説明書

令和2年8月6日付けで公告した「令和2年度小城市学校給食センター（仮称）改築事業に係るアドバイザー業務」に係る入札については、入札公告に定める事項及びその他の関係法令に定める事項のほか、この入札説明書に基づき実施するものとする。

## 1 入札に付する事項

(1) 業務名

令和2年度小城市学校給食センター（仮称）改築事業に係るアドバイザー業務

(2) 業務内容

別紙 令和2年度小城市学校給食センター（仮称）改築事業に係るアドバイザー業務特記仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務場所

佐賀県小城市 地内

(4) 業務期間

契約締結日から令和3年9月30日（木）まで

(5) 入札方法

ア 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

イ 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）をもって落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる資格要件を満たすものとする。

- (1) 2019・2020年度の小城市入札参加資格者名簿の営業種目・大分類建築コンサルタント「建築一般」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づき一般競争入札に参加することができない者ではないこと。

- (4) 過去10年間（平成22年度から平成31年【令和元年】度まで）に地方公共団体が発注した学校給食施設等の整備に係るアドバイザー業務、学校給食施設等の整備に係る導入可能性調査業務、学校給食施設の再編又は整備に係る調査・検討の業務のいずれかを完了した実績があること。なお、各業務については、PFI手法（PFI、DBO、長期包括事業等）に関するものに限る。
- (5) 本市から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正又は再生手続きの申立がなされていない者であること。
- (7) 国税及び地方税について未納がない者であること。
- (8) 小城市暴力団排除条例（平成24年小城市条例第8号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。

### 3 入札に関する質問及び問い合わせ先

- (1) 本入札に対する質問や仕様書等について疑義がある場合は、令和2年9月3日（木）午後4時までに、質問書を問合せ先のメールアドレスに提出すること。入札参加資格確認申請に関する質問への回答は小城市ホームページ上に掲載し、入札に関する質問への回答は入札参加資格確認申請書の提出があった全ての者に対し、条件付一般競争入札参加資格確認申請書に記載されている担当者のメールアドレスへ令和2年9月7日（月）までに行う。（質問に対し、回答できるようになったところで随時回答する。）

- (2) 問い合わせ先

〒845-8511佐賀県小城市三日月町長神田2312番地2

小城市教育委員会教育総務課学校給食係

電話：0952-37-6130 FAX：0952-37-6167

メールアドレス：[kyouikusoumu@city.ogi.lg.jp](mailto:kyouikusoumu@city.ogi.lg.jp)

### 4 入札参加資格確認申請等

- (1) 提出書類

①条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

②業務実績調書（様式2）

※契約書及び業務完了認定書など実績が確認できる書類の写しを添付

- (2) 提出期限

令和2年8月26日（水）午後4時まで

※郵送：当日必着。郵送にて提出する場合は、電話でその旨連絡すること。

- (3) 提出場所

上記3（2）に記載している場所に、持参又は郵送により提出すること。

(4) 入札参加資格確認結果

令和2年9月2日（水）までに入札参加資格確認結果通知書をメールまたはFAXし、原本については、同日に郵送する。

(5) 辞退

条件付一般競争入札参加資格確認申請書提出後に入札参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を提出すること。

## 5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について以下のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

①提出期限

令和2年9月4日（金）午後4時まで

②提出方法

3（2）問い合わせ先に記載している場所に、直接持参するかまたは郵送（配達証明付簡易書留郵便に限る。提出期限必着のこと。）により提出すること。様式は任意とする。

(2) 説明を求められた場合には、令和2年9月9日（水）に回答を通知する。

## 6 入札及び開札

本入札方法は、小城市郵便入札実施要領に基づく郵便入札とする。

(1) 入札及び開札の日時及び場所

①入札日時 令和2年9月15日（火）午前9時30分から

②入札場所 小城市役所西館2階2－6会議室

(2) 郵送による入札書の提出期限等

①提出期限 令和2年9月14日（月）当日必着

②提出場所 上記3（2）問い合わせ先に記載している場所へ郵送すること。

③郵送方法 一般書留又は簡易書留による。

※入札書を内封筒に入れ 使用印鑑にて厳封し、それを外封筒に入れて郵送すること。なお、内封筒には、件名、商号等を記載するとともに「親展」、「入札書在中」と朱書きすること。

(3) 本入札は郵便入札であるため、代理人の入札は認めない。代表者によるものに限る。

(4) 入札参加者は、仕様書等を熟知のうえ、入札に参加すること。

(5) 入札参加者は、小城市のホームページに掲載している所定の入札書（様式4）を使用すること。

## 7 入札の取りやめ等

入札の取りやめ等の取扱いは、次のとおりとする。また、その決定に対し、入札参加者は異議を申し立てることができない。もし、取りやめとなった場合でも、この入札に関して発生した費用は入札参加者が負担するものとする。

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 天災地変その他のやむを得ない理由により入札をすることができないと認められるときは入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する不正な行為と認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (4) 公正に疑うに足りる相当な理由があると認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 8 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、これを無効とする。

- (1) この公告に示した入札参加資格を有しない者が提出した入札書
- (2) 当該競争入札について不正行為を行った入札書
- (3) 記名押印のない入札書
- (4) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判別不可能な入札書
- (5) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入した入札書
- (6) 入札の金額を訂正した入札書
- (7) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (8) 一人で2以上の入札をした者。
- (9) 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

## 9 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 1回目の入札で落札者がいないときは、1回に限りの再入札を行う。再入札の日時は概ね5日後以内に行う。（小城市郵便入札実施要領第4条を参照）なお、無効入札をした者は、再入札に参加することはできない。
- (3) 落札となるべき同価格の入札を行った者が2人以上あるときは、小城市郵便入札実施要領第9条によるくじにて決定する。また、この場合のくじ用業者番号は、入札参加資

格申請書を受付けた順番とする。

#### 10 入札保証金

小城市財務規則（平成17年小城市規則第38号）第85条第1項第2号の規定により免除する。

#### 11 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、小城市財務規則第104条第2項の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

#### 12 予定価格

非公表

#### 13 最低制限価格

無

#### 14 前払金及び部分払金

前払金：有

部分払金：無

#### 15 民間事業者の業務受託の禁止

本業務を受託した者は、本DBO事業に応募又は参加しようとする民間事業者のコンサルタント等になることはできないものとする。

#### 16 その他

- (1) 本入札にて提出された申請書類は、返却しないものとする。
- (2) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨で作成すること。
- (3) 入札結果については、小城市のホームページで公表する。